



文字史からみた現行仮名字体制定の背景： 片仮名の場合

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉見, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003113

文字史からみた現行仮名字体制定の背景

——片仮名の場合——

吉 見 孝 夫

1

今日我われが通常使用している仮名字体は、明治三十三年九月から施行された小学校令に伴う小学校令施行規則によって公的に基準が与えられたのに基づく。その第一六条は次のようにある。^註

小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音
仮名遣ハ第二号表下欄ニヨリ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シ
テ応用広キモノヲ選フヘシ
尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲ク
ル文字ノ範囲内ニ於テ之ヲ選フヘシ

第三号表は、尋常小学校において教授すべき漢字の一覧表で、一
二〇〇字に制限されている。これは明治四一年に削除された。第二
号表の仮名遣はいわゆる棒引仮名遣である。これも各方面の強い反
対を受け、同様に削除された。第二号表・第三号表は結局は定着し

なかった。漢字制限、仮名遣の問題は、今日に至っても国民的合意
を完全には得られていない。

それらと異なり、第一号表は見事に実効をあげ、そこに掲げられ
た仮名字体は完全に定着した。煩をいとって、ここに第一号表を引
用することは避けるが、そこに示されている平仮名・片仮名の字体
が今日まで受け継がれている。仮名の字体をどうするかなど、今日
では論議の対象になろうはずもない。

字体が統一されたうらには、それ以前には仮名字体が多様であつ
たという事実が存在する。平仮名は多くの異体字を含んでいた。片
仮名のほとんどは一定の字体に定まっていたが、二、三の仮名は複
数の字体が併用されていた。

仮名字体に法的に基準が与えられたことに関しては、いくつか考
えなければならぬ問題がある。なぜそれが明治三十三年という時点
で実行されたのか、なぜこの字体が選ばれたのか、等々。

こういった問題に解決を与えるにはいくつかのアプローチのしか
たがあり得よう。これを学校教育の普及という教育史の流れのなか
でとらえるのも一つの方法であらうし、また活字印刷の普及とから

めての近づき方もあろう。

筆者は、小学校令施行規則において基準としてこれらの字体が採用された背景を、文字史を研究する立場から明らかにしたいと考えている。この小論では、その手はじめとして片仮名字体を扱う。

2

2・1 小学校令施行規則以前の明治期の片仮名交り文献を読むと、現行の片仮名字体と相違する字体に出会うが、それは「マ・ネ・キ」の異体字〈マ・子・井〉（以下字体のレベルでの表示には〈マ〉を用いる）にはほぼ限られる。このなかで〈マ〉の出現は稀といつてよいが、〈子・井〉は決して〈ネ・キ〉に比して頻度の低いものではない。後の記述で了解されるように、施行規則の第一号表は、片仮名に関する限り、「ネ・キ」の仮名の字体の統一にその目的があつたのである。

明治三三年の小学校令施行規則において、なぜ〈マ・子・井〉でなく〈マ・ネ・キ〉の字体が選択されたのかを明らかにするために、それ以前にいずれの字体がどのように使われていたのかを、この節と次節とでみる。

近世における片仮名字体について、春日政治「仮名の沿革」には次のようにある。¹⁾

マもこの形が開府百年前後に用ゐ出されて、維新に至つた。それ故今体を標準として見た時、この末(江戸時代の末——吉見)の異体と見るべきものは、子・井の二つであつて、これはむしろ

ろ江戸期の標準字体であつたのである。只マの字がまだ併用されてゐたやうである。

これを検証すべく、近世の資料中、「いろは」あるいは「五十音図」の類の形で片仮名字体表を付している文献での「マ・ネ・キ」の仮名の字体を調査してみた。その結果が表Ⅰである。

この稿は近世における片仮名字体の変遷を直接に考察の対象とはしていないので、この三つの仮名以外の字体は表Ⅰに取りあげていない。これらの資料中には、現行と異なる字体が出現している例もあることをこわつておく。例えば「セ」の仮名の異体字〈せ〉など。

なお、平仮名では複数の字体を機能上使い分けることが知られているが、片仮名にはそれはみられない。

これらの資料が国学関係、文字研究書の類に偏っている点はこの調査結果の信頼性を低めるかにもみえるが、調査対象を変更しても結果に大きな違いは生じないであろうとの見込みを筆者は持つ。

以下それぞれの仮名について若干の説明を加えよう。

2・2 ①乃至⑰の資料においてすべて〈子〉の字体が使われている。複数の字体を載せる資料④⑨⑱⑲においてもすべて代表字体は〈子〉である。

④の『和字正濫鈔』は、巻一の「片仮名字体」という片仮名の字体の字源を説いた項目中にある。「ネ」の項は次のようにあり、明らかに〈子〉を代表字体としている。

子 如字。金。和調。或作。ネ。弥也。 (巻一 一一二丁ウ)

⑨の『同文通考』は、巻三の「片仮字釈文」で片仮名字体の字源に関する説を④同様に展開する。次の通りである。

表 I

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
悉曇三密鈔	補忘記	蜺縮涼鼓集	和字正濫鈔	倭字古今通例全書	校正韻鏡	日本正積名抄	和字大觀抄	同文通考	日本書紀通証	字音仮字用格	倭訓栞	漢吳音図	以呂波考	仮字考	悉曇摩多体文	仮字本末
浄藏	観応	鴨東蘇父	契沖	橘成員	貝原益軒	文雄	新井白石	谷川清	本居宣長	谷川清	太田全齋	伴直方	岡田真澄	澄正	伴信友	
天和二年(一六八二)刊	貞享四年(一六八七)刊	元禄八年(一六九五)刊	元禄八年(一六九五)刊	元禄九年(一六九六)刊	元禄九年(一六九六)刊	元禄一三年(一七〇〇)刊	宝暦四年(一七五四)刊	宝暦一〇年(一七六〇)刊	宝暦一二年(一七六二)刊	安永五年(一七七六)刊	安永六年(一七七七)刊	文化一二年(一八一五)序	文政四年(一八二一)筆	文政五年(一八二二)刊	文政八年(一八二五)刊	嘉永三年(一八五〇)刊
子	子	子	子(ネ)	子	子	子	子	子(ネ等)	子	子	子	子	子	子(ネ等)	子	子(ネ等)
マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ(丁)	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ(未等)
井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井(井等)

- ④ ⑪ ⑰ 以外は以下の影印本等によった。
 ⑤ ⑬ ⑮ …… 勉誠社文庫
 ⑨ ⑭ …… 『国語学大系』(いずれも影印)
 ① ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑫ ⑯ …… 山田孝雄『五十音図の歴史』所載の写真
 ② …… 『貞享版補忘記』(白帝社)
 ③ …… 『仮名蜺縮涼鼓集』(汲古書院)

子 即チ子ノ字ノ全文。訓ヲ仮リテ音トス。○ネ菅家ノ点ニ。

…… (卷三 一七丁オ・同ウ)

④同様に〈子〉で代表させている。

⑮の『仮字考』は、平仮名・片仮名の字体の字源に関する研究書である。これには次のようにある。

◎子ハ子^{之全文}……^{○又古ネト書ハ福ノ省}…… (下巻 五丁オ)

ここでも〈子〉が代表字体となっている。

⑰の『仮字本末』の下巻の「片仮字異体証文切字例」も、同様に片仮名の各種字体の字源を説き、その所載資料を示したものである。「ネ」の項を引用してみよう。

⑦子^{之全体}……^{○用訓}……^{ネ^之体備}…… (下巻 二四丁オ)

夫 以上〈ネ〉を載せる資料は、いずれも片仮名字体の字源を説いているものである。片仮名にはどんな字体があり、それはどの漢字から発しているのかを解説しているのである。④を除いては、近世には通行していない字体をも広く載せている。即ち、これらの資料は④を除いては、片仮名の異体字を網羅して列挙する意図を持っているのである。従って、これらの資料中に〈ネ〉が掲げられていることは、この字体が〈子〉とともに副次的とはいえ一般的に使用されていたことを意味することにはならない。〈子・ネ〉以外に、『同文通考』には〈ネ〉、『仮字考』には〈ネ・尔〉、『仮字本末』には〈尔・ネ〉といった、近世においては全く使用されなかった字体が載っている。こういった過去の文献に見出されるだけの字体と区別されることなく〈ネ〉が並置されているのである。

仮名字体を網羅する意図を持たない他の資料では〈ネ〉に対する言及が全くないことと考えあわせて、近世においては〈子〉が一般に広く使用されていた標準の字体であったと認めてよい。

以上の推論には次の反論があるかもしれない。「資料④⑨⑮⑰の間には影響関係が認められる。ならば、これらの資料で〈子〉が代表字体となっているのは、単に先行文献の体裁に追従しただけではないか」と。確かに影響関係はある。例えば⑮は④⑨を引用し、参照している。しかし、他の資料中でも〈子〉のみが使われていることを考慮すれば、この反論が成立する余地はないであろう。

2・3 ⑯を除いては〈マ〉が使われている。複数の字体を載せる資料は⑨⑮⑰である。この三つの資料においても代表字体は〈マ〉である。⑨の「片仮字釈文」には次のようにある。

マ 末ノ字ノ省文。吳音ヲ用ユ。○丁菅家ノ点並ニト部家ニ伝ハル点凶ニ出。 (卷三 一八丁ウ)

〈マ〉には全く言及がない。

〈マ〉に言及がない点では⑮⑰も同様である。⑮の記述は次の通りである。

◎マハ末^{之省文也}丁^{ト書}ハ万^{之省文也}…… (下巻 一七丁ウ・一八丁オ)

⑰は〈マ〉を代表字体として^マ「未」や〈マ〉などの字体を載せるが、〈マ〉にはふれない。

〈子〉同様に、〈マ〉が近世においては最も一般的な字体であり、標準字体であったことは了解されよう。この結果は、春日氏の「只マの字がまだ併用されてゐたやうである」という発言に含まれるニュアンスとは大部かけ離れている。

それにしても、片仮名字体を網羅する意図を持っていたはずの⑨⑮⑰が〈マ〉に一言もふれていないのはどう解釈すべきであろうか。印刷の便を考慮して具体的に字体を示すことは省略するが、⑰はごく限られた文献にしか見出されない特殊な字体まで掲載している。それにもかかわらず、使用されることが稀とはいえ、もっと一般的

であったはずの「マ」は全く無視しているかのようである。近世においては、⑩にある通り「マ」は決して使用されることが皆無であったわけではない。

ところで表Ⅰに掲げた資料中（それに限らず他の写本・刊本でも同様であるが）の「ク」の字体及び「タ」の「ク」の部分は、微細な点では現行の「ク」の字体及び「タ」の「ク」の部分と必ずしも一致しない。極端にいえば、右上から左下への二つの長短の斜線だけで書かれることがある。この傾向は活字本よりは整版本、整版本よりは写本に強いように思われる。毛筆で書かれる「ク」は、二つの斜線の右上端部同士を結ぶ線が不明確になりやすい。最も明確な「ク」から、左上から右下への線を欠いた「ク」まで、その中間段階のあらゆる形が実際には出現する。これは、字体ではなく書体の差とみるべきである。つまりは「ク」という字体を書く場合の許容範囲内での書体のゆれである。だから、近世の片仮名字体研究書で、「ク」「タ」と「ク」「タ」を互いに異体字として区別しているものはない。⑪の「片仮字異体証文切字例」の末尾に次のことばがある。

右に挙たる片仮字の中に。同字を草体のごとくたをやかに書き。又おのづから筆勢にて変れるもあるなり。（下巻 二六丁オ）

右のことばを借りれば、「筆勢にて変」わる範囲内のゆれである。

同様の事情が「マ」にもあると考える。「マ」を毛筆で書く「マ」に近づく。表Ⅰの資料は⑭を除き活字本か整版本であるので字体の認定に迷うことはないが、写本では「マ」か「マ」か判断しにくい場合もある。実際に書かれる書体には、「マ」から「マ」までの中間段階のあらゆる形が存在し得るのである。「マ」は「マ」の許

容範囲内での書体のゆれと認識されていたと考えられる。こう考えれば、⑨⑩⑪で「マ」を掲げていないことも納得される。「マ」と「マ」は、字体の別ではなく、書体の別なのだから。

2・4 「井」の仮名の字体には圧倒的に「井」が多く使われる。「井」の字体を掲げるのは⑭⑮⑯の三資料に過ぎない。⑭『以呂波考』の「片仮字本字」は、いろは順に字源となった漢字とその省画（と著者が考える）片仮名とを並べたものである。

……字ウ○葦井乃ノ於久ク也ヤ末マ……（六丁オ）
「葦」の上の○印は補説がある印である。その補説で伴直方は清水浜臣の説を長く引用し、それに賛意を表している。

○井……清水浜臣説云井を井の全字とのみいふはいか、ならむ……さて今の片仮名の井は古くかき来れるはおほく井とかきたりこれ明らかに葦の省文なるをしるへし……（六丁オ・同ウ）

浜臣の「葦」と直方の「葦」との食い違いはともかくとして、二人ともに、古くは「井」の字体で書かれてきたのが現在では「井」の字体になっている、という立場に立つ。すると「片仮名本字」で「井」を用いたのは、それが通行の字体であったからではなく、「葦」の省画であることを積極的に示すためであったと考えるのが妥当である。事実、補説は「○井……」ではなく、「○井……」と始まっている。これは「井」の通行の字体が「井」であったからだろう。

⑮は
○井ハ葦之音省……○又井ト書ルハ井ノ全字ト云……（下巻 三三丁オ）

とあり、続いて先学の説を引用する。中に「以呂波考」にも引かれた清水浜臣の説を引き「精シト云ヘシ」と評している。ただし⑭の場合「片仮字本字」に掲げる必要があったが、岡田真澄は「井」と「井」を字源を異にする字体とみているので、敢えて「井」を代表字体とする必要はなかった。それをここに代表字体としているのは、「井」がある程度一般的に使用されだしていたからであろうか。この点は「井」と「井」の使用を更に各種文献にわたって調査するまで保留しておきたい。

⑰は次の通りである。

⑰ 井_之字_之体……井_之字_之省…… (下巻 二六丁才)

ここでは代表字体は「井」であり、「井」は他の特殊な字体と同等に扱われている。

以上⑮を無視するならば、近世において「井」の最も一般的な字体、標準字体は「井」であったと断定してよい。

それにしても、仮名字体を網羅する意図を持っていたはずの⑨で「井」に言及していないのはなぜか。「井」が使われること稀であったというのは理由にならない。⑨は特殊な字体をも載せているのだから。

先に引用した『以呂波考』の「片仮字本字」の補説中の清水浜臣の説をもう一度みよう。この、「井」の字源を「草」に求める論理は、「井」と「井」の字源が同一であることを自明のこととしてはじめて成立する。伴直方もまた従っている。「井」と「井」とが同源であることに新井白石もまた疑いをもっていなかったならば、⑨に「井」への言及がないことも説明し得る。「井」は「井」の、書体・書き癖の相違による一変種と認識されていたことになる。

ちなみに、⑮⑰で「井」と「井」の字源を別としたのは、旧来の「井」の全面という説と、清水浜臣の説との折衷案とみることができるとみる。

以上近世における「ネ・マ・井」の字体を概観したが、次のようにまとめることができよう。

- 1 「ネ」の通行字体・標準字体は「子」であった。「ネ」は異体字の一つに過ぎない。
- 2 「マ」の通行字体・標準字体は「マ」であった。「マ」は、筆勢による変異の範囲内のゆれであると認識されていた。
- 3 「井」の通行字体・標準字体は「井」であった。「井」は「井」の筆勢による変異の範囲内のゆれと認識されていた可能性がある。

3

明治以降、「マ」と「ネ・井」とでは状況が大きく異なる。この節では「マ」の字体の問題を取りあげる。

一八六〇年代から一八七〇年代にかけての資料中、次のものが「いろは」「五十音図」の形で仮名字体表の類を載せる。

- ⑱ “Colloquial Japanese” 一八六三年刊 S. R. Brown
- ⑲ 『和英語林集成』 一八六七年刊 J. C. Hepburn
- ⑳ 『日仏辞書』 一八六八年刊（一八六二年初版）Leon Pages
- ㉑ 『音韻啓蒙』 明治七年（1874）刊 敷田年治
- ㉒ 『雅俗節用集』 明治九年（1876）刊 青木輔清

⑮乃至⑳は外国人の手になるものである。彼らが片仮名の字体を選択するにあたっては、規範的意識が働いたことが推測される。

⑮及至⑳の資料は、「マ」の仮名の字体として一致してへまんを採用している。⑲の第二版（一八七二年刊）・第三版（一八八六年刊）も同様である。

これら性格の異なる文献において一致していることは、一八六〇年代以降はへまんが通行字体・標準字体であったと断定してよいであろう。それを次の漢字片仮名交りの資料で確認してみたい。

⑳ 『西洋事情初篇』 明治三年（1870）再刻 福沢諭吉

ここで『西洋事情』を選んだのは次の理由からである。これが一般向けに書かれたものであること。「小引」に「此編文章ノ体裁ヲ飾ラス勉メテ俗語ヲ用ヒタルモ只達意ヲ以テ主トスルカ為メナリ」とある執筆態度から、字体においても最も一般的な字体を使用すると考えられること。外国語原音をそのまま写し取っている語例が豊富であること。最後のは後に問題とする「ネ・キ」の表記例を得たいためである。「ネ・キ」は一般には出現することの稀な仮名である。結果は、この資料では全くへまんが使われている。

また、後に掲げる表IIの四十余の教科書類のほとんどは「マ」の仮名の字体としてへまんを採用している。へまんを掲げるのは㉑の『五十韻之原由』、㉒の『知恵の環』、㉓の『新撰小学読本』の三資料に過ぎない。

明治になってからは、「マ」の仮名の字体にはへまんが定着していたことが確認できた。表IIの資料中へまんを載せる最も新しい資料は明治一六年の㉔ということになる。なお、書道教科書なので表IIには加えなかったが、明治一八年刊の『新撰習字帖』は「マ」にへまんの字体のみを載せる。

明治三三年制定の第一号表には無論へまんの字体が示されているが、このときには、いずれの字体を選ぶかなど問題になるはずもなかったことが確認できるのである。

なお、「マ」の通行字体がへまんからへまんへ移行したのはいつ頃なのか、その移行にはどのような事情が介在していたのかにも答えるべきであるが、現在のところ筆者はその解答を留意していない。一九世紀前半の資料を博搜したうえで後日を期したい。

4

4・1 「ネ・キ」の問題に移ろう。

先に挙げた⑮乃至⑳の資料では、⑲の第二版・第三版を含め、「ネ」にはすべてへ子への字体が掲げられる。『西洋事情』もすべてへ子へを用いる。

「キ」の仮名には㉑を除きへ井へが使われる。⑲の第二版・第三版も同じである。『西洋事情』でもへ井へのみが用いられる。

この結果は前代の傾向を引き継ぐものである。「ネ・キ」の通行字体には、「マ」の場合と異なって、明治になっても変化がみられなかったかのようである。しかし目を初等教育の教科書に転ずると、そうは断言しがたいことが了解される。明治初年は「ネ・キ」の仮名の字体にとって一つの移行期であった。

表IIは、明治三三年八月以前の初等教育段階の国語教科書（一部文法書も含む）の片仮名字体表における「ネ・キ」の字体を調査した結果である。

教科書を調査対象としたのは、教科書には編者の規範に従って標

表 II

④6	④5	④4	④3	④2	④1	④0	③9	③8	③7	③6	③5	③4	③3	③2	③1	③0	②9	②8	②7	②6	②5	②4
新編小学読本第一上	新編小学読本首卷	女子小学文範首卷	読方入門	小学読本初等科首卷	語学初歩上	新撰小学読本初等科卷一	日本小文典上	日本文典上	小学入門乙号	小学入門乙号	小学入門甲号(民間版)	小学入門甲号	小学綴字書	小学読本首卷	旁訓単語	小学読本卷一	小学読本卷一	小学教授書	智慧の環初編下	五十韻之原由	ちゑのいとぐち	単語篇卷一
三尾重定(福羽美静閣)	三尾重定(福羽美静閣)	三尾重定(福羽美静閣)	芳賀真咲(黒川真頼閣)	池田根観	中根	中根	中文部	中文部	中文部	中文部	中文部	文部省(榊原芳野・那珂通高・稲垣千穎)	文部省(榊原芳野)	浦野	田中義廉	文部省(榊原芳野)	文部省	内田楓山書	加藤祐一	古川正雄	文部省	
一九年三月	一七年一〇月	一八年一月	一六年一〇月	一六年八月	一六年三月	九年八月	九年三月	八年一月	八年一月	七年一〇月	七年一〇月	七年八月	七年五月	七年二月	七年一月	六年六月	六年五月	六年五月	五年(四年二月初版)	五年	五年	五年
ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子	ネ子
井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井

文字史からみた現行片仮名字体制定の背景

⑦1	⑦0	⑥9	⑥8	⑥7	⑥6	⑥5	⑥4	⑥3	⑥2	⑥1	⑥0	⑤9	⑤8	⑤7	⑤6	⑤5	⑤4	⑤3	⑤2	⑤1	⑤0	④9	④8	④7		
新編読本首巻	小学読本階梯	小学読方書卷一の上	新体読本第一	校訂読本第一	読書入門	初学読本一	普通読本一編上	小学国民読本卷之一	小学読本一	小学読本首巻	尋常小学読本第一	实用読本入門巻一	幼学読本初歩	日本読本初歩第一	明治読本首巻	日本読本初歩第一	新定読本一	新定読本一	婦女の教育第一巻	初学日本文典上	小学国文読本巻一	新撰小学読本巻一	帝国読本尋常科用巻之一	新撰小学読本巻一	尋常小学読本巻一	
稲垣千穎	竹下権次郎	塚原苔園	普及舎(稲垣千穎関)	文部省	吉田賢輔(本居豊穎校訂)	高橋熊太郎	山中英二郎(平井参関)	井上蘇吉(杉浦重剛校関)	日下部三之介(西郷貞校関)	辻敬之・西村正三郎	内田嘉一・岡村増太郎	西郷貞	新保磐次	鈴木乾興・三田利徳	(亀谷省軒関)	新保磐次	中原貞七	浜本義太郎(浜田健次郎関)	物集高見	山縣悌三郎	育英舎	学海指針社	日下部三之介	今泉定介・須永和三郎	文部省	
一九年四月	一九年四月	一九年七月	一九年九月(二八年五月初版)	一九年九月	一九年一〇月	一九年一〇月	二〇年一月(一九年四月初版)	二〇年二月(二八年九月初版)	二〇年二月	二〇年二月	二〇年三月	二〇年五月	二〇年八月	二〇年一〇月(二〇年五月初版)	二〇年一〇月(初版刊行年不明)											
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井	井

⑦② 神尾尋常小学読本巻一	文 部 省	三〇年二月	ネ 子 ネ	井 井 井
------------------	-------	-------	-------------	-------

次の資料は影印本によった。

- ②④ ③③ ③⑦ ③⑧ ⑦① ……『日本教科書大系』
 - ②⑨ ③② ③④ ③⑤ ③⑥ ④③ ⑤⑨ ⑥① ……『小学読本便覧』
 - ⑥⑥ ⑥⑦ ⑥⑨ ……『大日本小学教科書総覧』
 - ⑦① ⑦② ……『地域教育資料』
- 二行にわたっているのは片仮名字体表の類を二つ付す資料である。
 小活字で右下に添えたのは、該当する仮名字体表でそのように記されているものである。
 (一)内は副次的に扱われている字体。
- ②⑨ ③① ④① ⑥⑤ の五十音順片仮名字体表はヤ行の「イ・エ」ワ行の「ウ」に音義流派の特殊な字体を用いる。
 - ④① の「ネ」は、実際には「不」の上に点をうつった形である。

準字体が採られると考えるからである。

表に注記した点及び「マ・ネ・キ」の仮名の字体を除いては、②④乃至⑦②の片仮名字体表の字体は現行のものと一致するとみてよい。「みてよい」と曖昧なものをせざるを得ないのは、微細な点でのずれがあるからである。④④の「ク」は「ク」の形に近い。⑤⑤では「ラ」の下の横線が斜線を大きく貫いている。これらは書体のゆれとみなす。

以上の資料は片仮名字体表に示される主要字体と、本文で使用される字体とほとんど一致するが、次のものは異なる字体を用いる。

③②の巻一では本文に「子・キ」が使用され、首巻とは一致しない。

③④は本文で「井」を用いるが、「ネ」の仮名は本文にあらわれない、その民間版である③⑤は本文に「ネ・キ」を用いる。

なお、③⑥（『小学読本便覧』第一巻による）と③⑦（『日本教科書大系』近代編第四巻による）は同一書であるにもかかわらず「ネ」の字体を異にする。③⑦を子細に観察すると、筆使いがこの箇所だけ他と明瞭に異なる。後に手書きしたような稚拙な書体になっている。

4・2 「ネ」の字体には「子」と「ネ」がみられる。表IIの資料中、「子ネ」を含めて「子」を主要な字体とするものは二六種にのぼる。③⑧は除外。一方「ネ子」を含めて「ネ」を主要な字体とするのは二二種あり、決して少なくない。明治前半期は、いずれが標準字体であったか容易には判定し難いのである。

②⑨ ③② ③③の編纂には榊原芳野が関係しているが、「ネ」の字体は一定していない。④⑤ ④⑥はいずれも「三尾重定編纂（④⑥では編輯・福羽美静閑）」と銘うたれたものであるが、主要字体は異なっている。⑤⑥ ⑤⑨

は日下部三之介の編になるが、両者の間で「ネ」の主要字体は〈子〉から〈ネ〉に移っている。同一編者の教科書でも字体は一定していないのである。

文部省発行の教科書に限っても字体は統一されていない。少なくとも明治十年代までは文部省にも確たる方針はなかったのである。

同一書でも②の首巻と巻一とで使用字体が食い違う。⑤のように片仮名字体表の主要字体と異なった字体を本文に使用する例もある。⑧は記述に統一がとれていない。

これらは、「ネ」に二種の字体が存在することを積極的に示すための意識的な工夫とみること一往は可能であろう。しかし、⑩⑪がいずれも教科書編集が未発達の段階にあった明治初期のものであることを考えると、片仮名字体に周到な注意を向けていない結果とみることが妥当である。

以上みたように明治前半期の「ネ」の字体には〈子〉と〈ネ〉が併用されていて、いずれを標準字体とも判断しかねるのである。実状は⑩が示しているように、同一人が両者をほぼ区別なく使用していたのである。

4・3 「ネ」について述べたことは、「井」についてもほぼ同様に言い得る。⑬⑭を除外した表Ⅱの資料中、〈井・キ〉を含めて〈井〉を主要な字体とするのは二四種にのぼる。一方〈井・キ〉を含めて〈井〉を主要な字体とするのは二三種とほぼ同数である。

榊原芳野が編にあたっている⑲⑳㉑㉒の間で主要な字体は一定していない。同一編者・同一校閲者の手になる㉓㉔の間でも主要な字体は異なっている。

「井」の字体に関して文部省に確たる方針がないこと、「ネ」の場合と同断である。

同一書でも②の巻一の本文では〈キ〉が使用され、首巻の仮名字体表と一致しない。⑤の本文では仮名字体表で副次的に扱われている〈キ〉が使われている。⑧は取り扱いが一定していない。こういった不統一は、意識的な工夫ではなく、編集の未整備の結果である。

以上、明治三十年代までは、〈井〉と〈キ〉が併用されていて、いずれを標準字体とも認定し難い。

5

前節では「ネ」「井」の仮名の字体に共通する事情を述べたが、両者の問題は次の二つの点で異なる。

5・1 表Ⅱの資料中「ネ」の仮名に二種の字体を掲げるのは⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲の八種に二種の字体を掲げるのは⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗の八種に過ぎない。この八種のうち㉑を除いては「ネ」に二種の字体を掲げる。ここには、「ネ」に複数の字体が存在することを示しても、「井」に複数の字体が存在することを示すには及ばないとする意識をみてとることができるといえる。

〈子〉と〈ネ〉は字源を異にし、字形も似ていない。一方〈井〉と〈キ〉の区別は、大雑把な言い方をすれば、一本の縦線の長短である。2節で述べたように⑮⑯ではこの二つの字体の字源を別のものとしているが、それ以前は同源の字体と考えられていたようだ。現在でも同源とみるのが定説である。⁴⁾

〈井〉と〈キ〉は互いに筆勢による変異の範囲内のゆれと認識さ

れていた可能性は明治期にもある程度あてはまる。書体の違いであれば、あえて掲げる必要はない。

5・2 前節で「ネ」「井」の仮名にはそれぞれ二種の字体が併用されていたと結論づけたが、その有り方はいささか違うようだ。

表IIの「子」の分布をながめると、これを主要字体とする資料が明治二二年以降少ないのに気づく。初版が明治一一年である⑤を除いた⑥(明治二〇年一月発行)から⑦までの一〇種の資料中僅かに⑦だけである。明治二〇年発行の教科書は⑧を除き、逆に八種がすべて「子」を主要字体とする。明治一九年以前の状態を考えると、この分布と急激な変化は奇妙とすら言える。⑥と⑧は同一書であるにもかかわらず字体を異にする。⑩は明治二〇年八月発行、⑪は同年一月発行の版である。

明治一九年は教科書検定制度が導入された年である。ここに筆者は一つの推測をくだす。文部省は、一九年から二〇年にかけての検定において、「ネ」の字体には「子」を用いる方針を一旦採用した。二〇年から二一年にかけての検定以降は、それを変更して「ネ」を用いる方針を採った。その結果が「ネ」の分布に反映している。

教育史に疎い筆者には推測の域を越えることはできない。ただこの場合例外となる⑫には影印で見る限り、「文部省検定済」の語句が見当たらない。

要は次のことが確認されればよい。明治三三年の小学校令施行規則第一号表で「ネ」の仮名の字体を「ネ」に定めるお膳立てはそれ以前から整っていたのである。筆者の推測通りならば、そのお膳立ては文部省の意図によることになる。

「井」には分布に特異な点はみられない。明治初年から「井」と「井」が拮抗して出現する。むしろ明治三三年の小学校令の直前は

「井」が優勢である。

なお、先の推測に関連して次のような疑問が起こるかもしれない。検定が「ネ」の標準字体として特定の字体を要求した形跡があるのに、「井」にはそれがみられないのはなぜか。それは、「井」と「井」は書体の相違なのだからいずれかに定めるには及ばなかったと考えれば説明し得る。

6

6・1 「ネ」と「井」とで多少経過に差はあるが、これらが基準の字体となったのは、全く小学校令施行規則第一号表によってであった。

この研究の最終的な目的は、なぜこれらの字体が選ばれたのかを説明することにある。ここで問う「なぜ」とは、第一号表制定にあたっての具体的な審議経過を追うことではなく、これらの字体が選ばれ定着した背景にある文字論上の、あるいは文字史上の課題を追求することである。

第一号表で排除された「子」「井」には、字形が漢字字体と一致するといふ共通点がある。漢字か片仮名かの同定を容易ならしめるために「子・井」の字体を排したということは十分にあり得ることである。しかし、単に漢字字体と一致する字体であれば片仮名には数多い。「エ・カ・タ・ト・ニ・ハ」が挙げられる。類似している字体であれば更に数種の字体が加わる。ただ「エ・カ・タ・ト」のヨミは、字形を同じくする漢字の音・訓とは一致しない。従って、事実上漢字か仮名かの同定の問題は起こらない。

漢字の「八」を「ハ」と読む語例は稀なので「ハ」は「八」とヨミが一致するとは言いがたいが、「子・井・ニ」は字源である漢字と字形もヨミも一致する。これは漢字か片仮名かの同定を一層困難にする。かりに「ハ井」ノ中」とあったとき、「ハ井」が漢字であるか片仮名であるかを判定することは文脈を離れては不可能である。「井戸の中」「胃の中」「堰の中」等に解釈が分かれる。「ハ井」ノ中ノカハヅ」とあれば常識的には解釈は「井戸の中」に確定するが、漢字か片仮名かの判定の問題は依然として解決されない。

ここで一往の結論を出すならば、「子・井」には漢字と同形になることを回避する道がたまたま用意されていたが、「ハ」にはその道が閉ざされていたということになる。

この結論は、第一号表制定の理由としてよりも、むしろ明治になってから「ハネ・井」が通行字体となったことの原因と読み取るべきであると考ええる。

6・2 漢字との識別を容易にする必要があるのは、書かれた内容を円滑に伝達するためである。「ハ井」ノ中」とあるだけでは多様な解釈を許してしまう。

しかし、実際上は文脈に支えられて解釈は限定されるのであり、多様な解釈が可能なのは稀である。漢字と同じ形態、同じヨミであっても伝達にほとんど支障はない。

ところで、「ハ井」ノ中ノカハヅ」「ハ井」年」とあれば解釈は限定されるが、「ハ井」子」が漢字であるか片仮名であるかの判定はこれだけでは不可能である。というよりも、内容の伝達にとってはどうでもよい事柄である。「ハネ・井」の仮名の字体が「ハ子・井」でも一向に差し支えない。

明治になって「ハネ・井」が通行字体として使われ出し、それが第

一号表で採用された背後には、単に内容の伝達を円滑ならしめるという機能上の問題にとどまらない事情があると筆者はみる。ここには仮名観の変化をみてとることができると。

漢字か仮名かの同定はどうでもよいというのは、漢字と仮名とを非連続的に截然と区別された存在とみる見方とはかけ離れている。漢字と仮名とが連続した存在であるといえるのは、平仮名の場合に一層はつきりする。漢字交り平仮名文献を現行字体に翻字しようとすると、漢字か仮名かの認定にとまどうことに少なからず遭遇する。平仮名字体については別の稿を予定しているので、ここでは論証抜きの子告めいたもの言いにならざるを得ないが、「ハネ・井」の仮名の字体の変化には、近世から近代にかけての仮名に対する意識の変容が根に存在していたのである。

注1 増淵恒吉編『国語教育史 第五巻』（一九八一年 東京法令出版）による。五〇ページ。

2 春日政治『仮名発達史の研究』（一九八二年 勉誠社）所収。一七四ページ。一九四一年初出。

3 『国語学大系 文字』（一九三九年 厚生閣）によれば代表字体は「ハ」である。これは編者による改変と思われる。

4 築島裕『日本語の世界5 仮名』（一九八一年 中央公論社）。二七〇ページ。

5 同じ形態であり、かつヨミが異なるが故に多様な解釈が生ずる可能性もある。例えば「ハ子」ノ年」とあれば、「子供の年齢」とも「ねずみ年」とも解釈し得る。